

志木市議会議員 無所属

天田いづみの議会だより

市議会・まちづくり情報



〒353-0006 志木市館1-1-2-108

Tel/Fax:048-471-1338

E-mail: amada@ff.e-mansion.com

天田いづみのホームページ <http://www.ff.e-mansion.com/~amada/>

第33号 2007年8月

・ ・ ・ 踏切の安全へ警報ボタン併設を要望 ・ ・ ・

最初は一人から

昨年秋、車椅子利用の市民から「柳瀬川駅に一番近い踏切、夜は暗くて怖いんだけど、それ以外に線路と道路が斜めに交差しているから車椅子の前輪がレールにはまり易く、グレーチング(金属製の排水路蓋)も溝の幅が広くて同じくはまりそう。

そうしたら車椅子から投げ出されかねないし、それが線路上だったらと思うとぞっとする。

ベビーカーも同じで赤ちゃんが・・・いろんな人にとってあそこ危ないよ！」とのご指摘をいただきました。

この踏切は高齢者やベビーカーの通行も多く、西原特定土地区画整理事業で人口増が予想されることもあり、関係者をお願いして3回の立会を行いました。

1月29日 市、車椅子利用市民と車椅子で踏切を通ってみる

2月09日 朝霞警察署、市、視覚障害者六星の会、車椅子利用市民で立会

2月26日 (株)東武鉄道、朝霞警察署、市、車椅子利用市民で立会

市職員、(株)東武鉄道の方々にも車椅子に乗っていただきましたが、レールやグレーチングの溝に車輪がはまって立ち往生してしまい、恐い思いをしまし

た。グレーチングの目が粗いと、視覚障がい者の白杖がはまって折れてしまう等の弊害もあります。

みんなの協力で

踏切の夜間照明については、丁度、沿線の踏切照明の更新ということで、市内の踏切3ヶ所全てが新しくなりました。

更に、大塚町内会会長のご協力もいただき、踏切近くの防犯灯を市の道路照明灯に付け替えることで明るさが増し、心から感謝しています。

警告看板も自動車マークの古いもので、市の2007年度予算で付け替えられることになりました。



踏切でレールにはまる恐怖を体験 (07.1.29)

東武鉄道に対する要望（2007.2.26） と対応（2007.5.16 時点）

- ① 排水溝のグレーチングを目の細かいものへ→
5月9日取替え作業完了
- ② 線路レールの溝が見えやすいように黄色のマーキングをしてはどうか→他に実績がなく、不特定多数の通行者が戸惑う可能性があるため、行わない。踏切内通行部分の舗装修繕を実施した。（でこぼこが改善された）
- ③ 既設の自動式警報装置（赤外線により踏切内の障害物を検知し運転手に知らせる）に押しボタン式警報装置（通行人等が押すことにより電車を停止させる）を併設して欲しい。→時期は未定だが設置に向け検討する。



警報ボタン併設に向けて

東武東上線市内3ヶ所の踏切のうち、2ヶ所には押しボタン式警報装置が、当踏切には自動式警報装置が設置されています。

しかしながら、2月6日ときわ台駅の踏切に進入した女性を助けようとして宮本警部が電車にはねられ殉職した事故で明らかになったように、自動式警報装置には、自動車の立ち往生を察知する機能がありません。西武鉄道等では従来から押しボタン式を併設していますが、東武鉄道では併設されていませんでした。

5月15日、東武鉄道は計画的に併設していく方針を明らかにしました。自動式警報装置を設置済みの踏切250ヶ所のうち25ヶ所に、今年度計6億円かけて押しボタン式警報装置を併設することです。

6月議会一般質問では、市として東武鉄道改善対策協議会を通じて東武鉄道株式会社に、市内踏切りへの押しボタン式警報装置の併設を要望することを求め、石原企画部長からは「更なる安全対策が必要であると考えるので要望していきたい。」との答弁がありました。（7月中に要望される予定とのことです。）

2007年6月議会 一般質問より

■災害時要援護者支援のしくみづくり

私は従来から、新座市等のように、社会福祉協議会の地域組織としての地区社協等、地区単位で、民生委員、町内会、ボランティアグループ等のネットワークで住民の手による地域福祉推進のしくみづくりを提言してきました。

志木市では未だ具体化されていない中、一方で災害時の要援護者支援のしくみづくりをどうするのか、市民の関心は高まっています。

私は、日常的な高齢者、障がい者等への地域での見守り、サポート体制と、災害時の支援体制を一体として進めていくべきではないかと考えます。

志木市に隣接する富士見市水谷東公民館だより2月号（住民の手による編集）によれば、水谷東地域では昨年度の消防庁モデル事業指定を受け、水谷東地域安心安全ネットワーク会議を組織し、新しい支援システムを進めています。災害時要援護者の登録をすすめ、町会・自主防災組織・市が災害時の対応を、民生委員・社会福祉協議会が日常の対応をする。災害時の支援と日常の地域ケアシステムをあわせて行っていこうというものです。

こうした、縦割りを超えたしくみを市では検討し、地域社会に働きかけていくべきではないでしょうか。

これに対し、金子健康福祉部長は「庁内に推進会議を設置し、検討を始めた。災害の発生時に高齢者や障がい者等に対して的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うためには、平常時からあらかじめ所在を把握し、地域の支援者を決めておき、町内会や民生委員等と連携した日頃の見守り活動が必要と考えており、地域社会でのしくみづくりについて検討を重ねていく。」とのこと。

再質問では

- ① 個人情報については当事者の了承を得て行う。
- ② 8月25日の総合防災訓練で社会福祉協議会等とも連携して検証し、実効性を高めていく。

③ 天田「65歳以上の要援護者の登録に関して民生委員がご苦勞下さったにもかかわらず、その後どうなったのかが見えないとの指摘があり、タイムリーな連絡調整を」に対し、「民生委員へのPRが不足していた部分もあるので、今後またご協力いただきながら進めていきたい。」を確認しました。

市では障がい者からのご意見も聞きながら、今年度中に要援護者支援システムをまとめる予定のことです。

■切れ目のないリハビリテーションの提供について

2006年度からの介護保険法見直しに合わせて、志木市で従来保健センターが行っていた機能訓練が行われなくなりました。「対象者の殆んどが要介護認定を受けており、介護保険のサービスを受けられる。40歳～64歳の障がいのある方は、地域活動支援事業(従来の障がい者デイサービス事業)で機能訓練を受けられる。」との保健センターの説明ですが、当時市としてサービスの総合調整が行われなかったことは問題があるといわざるを得ません。

同様の見直しをした和光市では、予防プラン作成等により2006年4月当初から介護予防事業が行えないため、4月～6月は従来のサービスを提供しつつ、新たなサービス体系に移行したということです。

2006年度は医療保険の診療報酬改定で、脳梗塞などの脳血管障害に関わるリハビリテーションについては180日間という日数制限が設けられ、社会問題になりました。現在は医師の指示があれば行えるようになりましたが、このような問題もあったと考えられます。

また、介護保険の老人保健施設は、病院から在宅に移行するまでのリハビリテーション機能を有する施設ですが、「サービス計画通りに機能訓練を受けられない。」「〇さんだけではないから(手がまわらない)といわれてしまう。」など、当事者や家族が不安を抱えるケースも見受けられます。

デイサービス(通所介護)についても機能訓練が充分でないため、2009年度からの次期介護保険制度の見直しでは、機能訓練に特化したサービスを設けるという国の方針も出されています。

介護保険のサービス事業者に対する指導は市が行うこととされています。サービスの量を確保し質を上げるための点検、評価、改善を求めつつ、必要な支援を行っていくべきです。

リハビリテーションは理学療法士等による機能訓練だけを指すではありません。

リハビリテーションとは障害者が一人の人間として、その障害にもかかわらず人間らしく生きようとするための技術及び社会的、政策的対応の総合体系であり、単に運動障害の機能回復訓練の部分だけをいうのではない。(厚生省・厚生白書1981年)

リハビリテーションの定義

障害を負った人に対して精神的、身体的かつ社会的に最も適した機能水準の達成を可能にすることにより、各個人が自らの人生を変革するための手段を提供してゆくことを目指す、目的指向的かつ時間を限定した過程を意味する。(国連障害者に関する世界行動計画 1982年)

今日の介護予防及びリハビリテーションのあり方は、目的指向型です。

洗濯、買物、調理等の生活機能(IADL)を評価し、ケアマネジャーが本人、家族と共に目標をつくり、それが達成できるように本人の意欲を引き出しつつ歩行、動作、衣類の着脱等の日常生活動作(ADL)を維持・改善していくことが大切です。

こうした ICF(国際生活機能分類)を活用したあり方を、私は全ての福祉サービスで実践していくべきと考えます。

さらに、それらを本人、家族だけではなく、地域社会のあらゆる機関、組織、人々が協力しあつてとり

む地域リハビリテーション、地域ぐるみの介護予防につなげる地域包括支援センターを核とした取り組みが、とても大切です。



天田いづみの提言

- 関係機関(高齢者ふれあい課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健センター、市民病院等)の連携のための地域ケア会議が昨年度は制度改正に追われ開かれなかったとのこと。今後の充実を。
- 全てのライフステージに応じて、目的指向型でリハビリテーション、介護予防をとらえていく共通認識を市全体で共有すべき。
- リハビリテーションの実態を評価、検証し、サービスの質・量を確保する。その上でさらに和光市で要支援の方に行っている「ホームヘルパーと一緒に調理をし少しずつ自分でもできるようにしていく」「ホームヘルパーを研修し、ゴムバンドを使って自宅でできる筋カトレーニング、体操を日常生活に取り入れていく」等、より本人の意欲を引き出し自立につながる施策を。
- 和光市では市主導でコミュニティケア会議を行い、困難事例や権利擁護に関わる重要なケース等について関係者で検証し(要介護認定者の15%程度)、ケアマネジメントを見直し、よりよいケアプラン、包括的なサービスを行いつつ、関わる専門職のスキルを上げている。こうしたとりくみが重要ではないか。

金子健康福祉部長からは「認識はしており、人材的な資質も非常に求められる部分があるが、個々の到達目標やそのための過程の検討など、地域ケア会議等を更に充実させ、きめ細かな体制がとれるよう、検討していきたい。

評価、検証に関わる市内部はじめ事業者、関係機関の連携は極めて重要であり、リハビリテーション等のサービスの質のチェックも行いながら体制整備を進めていきたい。」との答弁がありました。

■公園、緑地政策について

つつじ児童公園(中宗岡5丁目)は借地のため、9月末をもって閉鎖、返却しなければならず、大変残念です。親水公園こもれびのこみちについては約6000㎡が地権者から寄贈されることになり、大変ありがたいことですが、さくらのこみち等も一部は借地、羽根倉児童公園(上宗岡3丁目)、秋ヶ瀬児童公園(下宗岡4丁目)、児童遊園地等8ヶ所も借地です。

本町地区は住宅密集地にもかかわらず公園が少なく、本町6丁目では、近年児童遊園地2ヶ所が開発に伴い閉鎖されました。

緑地を地権者から借り上げ保全しているふれあいの森(5ヶ所)も、保全が求められます。

新座、朝霞等近隣市では、2004年度に設けられた都市緑地法の特別緑地保全地区という制度(指定することによって相続税等の優遇措置)を活用して公有地化(国庫補助1/3以内)しています。

1月の子ども議会でも「自然の保持、緑化の拡大」「公園が少ないので増やして欲しい」「安全で思いきり遊べる公園を」等の質問が多く出されました。

防災拠点としての機能も重要です。

学校用地だけでも全て買い取るには約24億円見込まれる等、大変厳しい財政状況下ですが、何の政策もなく放置してよい問題ではありません。

市民とともにつくられた志木市緑の基本計画(2003.3)は、再三の市民や議会での指摘(天田)にもかかわらず、いまだに進行管理がなされていません。

長沼市長は「公園用地の取得は大変厳しい状況。緑の基本計画は進行管理を徹底することの1つのタイミングとしても適切な時期に見直す必要がある。」とのことですが、新座市は緑の保全を市民とともに行うグリーンサポーター等、保全や管理のための活動にとりくむ、朝霞市も市民向けに「緑の便り」等それぞれ広報活動にも力を入れています。

公園緑地担当者が近隣市のホームページも見えていないということでは困ります。

志木市民は財政状況の厳しさをよく認識し、職員が決して万能でないことも承知しています。その上で、「一生懸命職員がやろうとしている姿勢があれば、市民は一生懸命応援する。」という市民の切実な声を、私は聴いています。今の志木市に一番重要なことであり、市長には、職員の意欲を引き出すマネジメントを求めます。

■踏切の安全対策については1、2ページ参照

■志木市の教育の進むべき方向性について

「中学校通学区選択の自由化」に伴い2006年度から新入生については4月から指定校変更を認めることになり、指定校変更者は06年度25名、07年度42名と増えています。

殆んどが志木中学校への進学希望で、教室はほぼ満杯状態、部活動が活発なだけに校庭も手狭になっています。こうした実態についても市民にお知らせしながら、ここで2年間の検証をし、対応策をとっていくべきではないでしょうか。

「学校の適正配置」については、私が従来から主張してきた「子どもたちの発達段階及び地域の実態に即した教育が行われるべき」との観点から、志木市教育委員会は地域の実態、子どもたちや家庭の実態を正確に見つめながら、それぞれの学区、地域に応じてどのような教育を展開していくのかというビジョンを示していくべきです。間違っても「適正配置ありき」ではないだろうと考えます。

仮に、学校の規模がある程度変わることがあったとしても、教育の目的を今以上に達していくものでなければなりません。それが主眼にならない適正配置の検討はあり得ないと考えています。

柚木教育長は「通学区選択の自由化については、検証を更に深めて今後の制度の定着を図っていききたい。

適正配置については子どもたちの視点に立った教育的観点を踏まえながら適正配置を進めていきたい。いろいろな要素も加味しながら総合的にとらんでいきたい。」とのことですが、学校選択性については、今までのように異動した生徒についての検証だけでなく、その他の子どもたちも含めた、学校教育全体にとってどうなのかという観点での検証をすべきです。

教育委員会には、学校教育が良くなるように支援していく責任があります。学校発信ではなく、教育委員会がしかけていった施策なのですから、きちっと検証すべきです。

私が考える志木市の教育は、個々の学力の向上等は当然のこととして、「地域立学校」ということが非常に重要だと思っています。学校規模にかかわらず、地域に根ざしたきめ細やかな、地域住民と一体となって進めていく地域立学校でなければいけないと思っています。

中学校4校、小学校8校という小さな規模であっても、各地域によって実態が違い、それぞれの良さや、解決しなければならない課題があることを、教育委員会は充分承知しているはずで、学校は地域の拠点であり、そこを見据えた検討がなされるべきです。

柚木教育長からは「学校を経営するに当たっては、家庭や地域、学校が有機的に連携して、相互に信頼し合いながら、地域全体で子どもたちを育てていき、その中で地域全体も成熟、成長していくような形を目指していきたい。」との答弁がありました。

私は「志木市における教育」は、学校教育、社会教育等、あらゆる機会を通じての人づくりであり、市民協働、住民自治のかなめと、大変重要に考えています。

志木市の教育に対する市民の関心が高いのは、そのことを市民がよくわかっているからで、その教育風土、志木市の文化というものが、小さいけれども

志木市を脈々と今日まで支えてきたと思っています。

もう一度行政関係者、教育委員会の皆さんにはそのことを十二分に認識し、子どもたちを真ん中に置いた暖かい教育のあり方を追求していただきたいです。



■志木市の社会教育の課題と実践について

富士見市(2ページ参照)の例、長野県での地区公民館、武蔵野市では住民による運営委員会が各地区コミュニティセンターを運営し、事業も行なう等、公民館等は住民自治の拠点であり、社会教育はその基盤であると、私は大変重要に考えています。

志木市では穂坂市長のときに、公民館を貸し館主体とする考え方のもと、行政パートナーの導入に追われ、結果的に志木市が進めてきた地域コミュニティづくり、また、地域の課題を解決していくための住民の学習、その方策について情報提供をしていくという社会教育の使命が薄まってきたのではないかと危機感を、私は持っています。

財政状況も厳しく、少子高齢化、地域のコミュニティが崩壊していきかねない状況の中でこそ、今日

の社会情勢の中で取り組むべき地域の課題をしっかりと見つめながら、社会教育として課題解決のための活動を行っていく必要があります。

以前は社会教育主事のネットワーク会議等もあり、日々そうした活動を積み上げつつ職員を育ててきましたが、近年は行われていないと聞いています。

生涯学習課を含め、職員同士の連携を図りつつ、社会教育の課題を明らかにし、実践につなげていただきたいです。

柚木教育長からは、「社会教育の本質は、私たち一人ひとりが暮らしの中で感じている生活の課題や地域の課題に根ざした学びであると考えている。

これまで公民館等を中心に、ともに学びあう総合学習に取り組む中で、生活課題の解決に向けた学習や地域づくりのための学習を進め、多くの人材が育っていったといえる。

その中で、新たな人材発掘やネットワークづくり、身近な社会教育、生涯学習情報の提供機能を一層充実していく必要がある。

第2次生涯学習推進計画(2006年3月)の着実な推進を図るとともに、行政組織全体で課題を共有しながら充実させていきたい。」との答弁がありました。



● 天田いづみの活動日誌(主なもの)

- 5月2日 志木四小 もくせい会 定期総会
ワーカーズ・コレクティブ おべんとう屋あい 代表 青木早苗さんより活動についてうかがう
- 8日 宗岡二中 斉藤校長と懇談
宗岡三小 佐竹校長と懇談
- 10日 「話し相手ボランティア語楽の会」の活動についてうかがう(いきいきサロンにて)
- 11日 宗岡中 古庄校長と懇談
- 12日 環境デー クリーン作戦 通学路ごみ拾い
- 19日 市民まちづくり塾 市議会議員との懇談会
- 21日 ボランティアグループ「コスモス」 コーヒータイムを体験(第二福祉センター)
- 23日 コミュニティ講演会～ひらつか防災まちづくりの会の活動～ ひらつか防災まちづくりの会(志木市コミュニティ協議会)

- 24日 アフターファイブプラス（21しき市民会議5期）
- 29日 志木小 八巻校長と懇談
- 31日 全員協議会・・・254バイパス事業について(朝霞県土整備事務所)、志木市都市計画高度地区(素案)について
- 5月31日～6月15日 議会定例会
- 6月3日 新河岸川水系一斉水質調査（NPO 法人エコシティ志木、宗岡中学校科学部）
- 5日 たけだまさこ 絵本原画展（スペース M）
- 8日 都市計画高度地区(素案)について意見交換（都市整備課、建築課）
- 17日 オール志木ウインド 第9回定期演奏会
- 26日 宗岡小 小川校長と懇談
志木二小 星場校長と懇談
- 28日 都市計画高度地区(素案)について勉強会 市民有志として参加（志木まちづくり懇談会）
- 29日 志木地区衛生組合議会
「日本人の品格とは」アフターファイブ（21しき市民会議5期）



・ ・ ・ 都市計画高度地区(素案)の問題点 ・ ・ ・

私は従来から、地域の実態に応じた高さ制限の導入、地区計画等による地域のルールづくりをサポートするアドバイザー制度(地域の要請に応じ専門性のある人材を市が派遣)等を提言してきました。

しかしながら、広報しき7月号に掲載された高度地区(素案)は、市街化区域の殆んどを一律25m以下に規制するもので、地域特性による違いは全く考慮されていません。

都市計画審議会に諮らず行政だけで素案を作成

都市計画のうち高さ制限、地区計画等については、市の都市計画審議会を経て市で定めることができます。(議会の関与は無い。)

今回、都市計画審議会を一度も開くことなく素案が決められ、広報掲載後の7月3日に審議会で「素案の説明」がされました。

志木市では市民協働の方針のもと、審議会、各種計画策定委員会等、市民が議論を積み重ねながら市の重要政策に関与してきました。今回の進め方は従来の方針に逆行するもので、大きな問題があると考えます。

地区計画はそう簡単ではない

「高さ制限は一律25mとし、低層住宅地では地区計画でそれより低い高さ制限を定めることが可能」との説明ですが、地区計画は行政主導ではなく、住民からの発議に基づく制度です。

策定するのに通常1年以上はかかり、住民の80%程度の合意形成が必要といわれています。

そういった情報をきめ細やかに市民にお知らせすることなく「地区計画があるから大丈夫」の印象を与えるのは問題です。

既存不適格建築物が45棟も発生！

「現在25mを超えている建物については現在の高さまで建て替えが可能」とされていますが、規制した以上はあくまでも規制に従うことが原則です。例えば志木ニュータウンのように、25mで規制しておきながら28棟も25mを超える建築物が発生してしまうような規制のあり方は適切といえるのでしょうか。

安易に基準を超えた建て替えを認め、既得権の保護を容認するような行政のあり方は、望ましいとはいえません。

市内の建物は5階以下が8割

志木市の調査では、市内の建物は5階以下が8割とのことです。このような地域を一律25mで規制することで、逆に7～8階建てに誘導することになるのではないかと不安の声が住民から多く聞かれます。

県外自治体では、それぞれ地区毎の実態や地域性を考慮した(10m、15m、20m、25m……)きめ細やかな制度を設けています。

例えば京都市では、「50年後100年後を見据え、従来の5段階の高さ制限を、9月から6段階の規制としている」にもかかわらず、志木市は「50年～100年を見据えて市全体を25mに」(市の説明)では、余りにお粗末です。

大規模な開発では緑地、オープンスペースが減少？

敷地面積が広い開発の場合、高さを25m以下に抑えることにより、緑地やオープンスペースが減少する可能性があります。

慶應志木高校旧寮跡地の志木ガーデンヒルズの計画では、近隣住民は14階建て(高さ約44m)を受け容れることで、提供公園及び緑地(けいおうふれあいの森…1221㎡を市が管理組合から無償借地)の保全を可能としました。仮に25mの制限があれば、緑地の保全は不可能でした。

上宗岡三丁目地区計画、

富士前田子山区画整理事業区域までも

上宗岡三丁目は、既に地区計画で準工業地域20m、第1種中高層住居専用地域14mまでとされています。あくまでも指導の範囲だが、従来は守られてきたとのこと。25mではなく、地区計画に合わせた高さに規制すべきです。

未施行のままになっている本町富士前田子山区画整理事業区域内は、区画整理区域に指定されているため現在3階建までしか認められていません。まちづくりの方針すら決まっていないのに、なぜ現時点で25m規制なのか、理解できません。

誰のための都市計画なのか

～都市計画を住民自治による

まちづくりの道具として使いこなそう～
今こそ市民も問われている！！

市は12月までに定めるとの説明ですが、住民からは「こんな大切なことを半年で決めていいのか」「もっと時間をかけて住民がよく理解できるよう丁寧に説明し、意向を反映したものに」との意見が出されています。都市計画を半年で決めてしまったのでは将来に禍根を残します。

市長からは都市計画審議会(7月3日)の冒頭で、「市主催の説明会だけでなく、町内会等住民からの申し出があれば職員が説明に出向いていく。」との意向が示されました。

私たちの生活に直接大きな影響がある都市計画を「行政主導」から「住民主導」に転換していくためには、市民も声を上げていく必要があります。皆さんからもご意見をお寄せ下さい。9月議会でもこの問題について取り上げる予定です。



ティータイム

10月6日(土)

午後 2:00～4:00

柳瀬川図書館視聴覚室

「地域包括支援センター 柏の杜」の早坂玉緒さん(ケアマネジャー、看護師)をお招きし、認知症について、現場での経験を通してお話していただきます。

どなたでもお気軽にご参加ください。

《連絡先 天田 TEL・FAX 471-1338》

**** これまでの活動とその成果は！！ ****
天田いづみのホームページでご覧下さい